







不当労働行為(労働組合をめぐる使用者の不当な行為)の申立てチェックシート

労働組合法第7条は、労働組合に関する使用者の一定の行為を「不当労働行為」として禁止し、これに該当するときは、労働委員会に救済を求めることができますとしてしています。^(※1)

使用者が労働組合又はあなた個人に対して行った行為について、以下の□にチェックしてみましょう。^(※2)

<input type="checkbox"/> 労働組合の組合員であることを理由に <input type="checkbox"/> 労働組合に加入したり、結成しようとしたことを理由に <input type="checkbox"/> 労働組合の正当な行為をしたことを理由に	<input type="checkbox"/> 解雇された。 <input type="checkbox"/> 賃金や配転などで不利益に取り扱われた。	 第7条第1号で禁止された「不利益取扱い」 → 第1号該当の申立書へ
<input type="checkbox"/> 労働組合に加入しないことを <input type="checkbox"/> 労働組合から脱退することを	<input type="checkbox"/> 雇用の条件にされた。	 第7条第1号で禁止された「雇用条件」 → 第1号該当の申立書へ
<input type="checkbox"/> 団体交渉を申し入れたことに対して	<input type="checkbox"/> 正当な理由なく拒否された。 <input type="checkbox"/> 色々な理由をつけて交渉の期日を延ばされている。 <input type="checkbox"/> 交渉には応じたが、誠実な対応がされていない。	 第7条第2号で禁止された団体交渉の拒否 → 第2号該当の申立書へ
<input type="checkbox"/> 労働組合を結成する(した)ことに対して <input type="checkbox"/> 労働組合の運営に対して	<input type="checkbox"/> 組合員に脱退を働きかけられた。 <input type="checkbox"/> 組合の活動を非難する発言をされた。 <input type="checkbox"/> 不当に会社の施設利用上の制限を受けた。 <input type="checkbox"/> 別組合の組合員や非組合員と異なる不利益な取扱いをされた。 <input type="checkbox"/> 組合に対して、その他の介入的行為をされた。	 第7条第3号で禁止された「支配・介入」 → 第3号該当の申立書へ
<input type="checkbox"/> 労働組合の運営に関する費用の援助を受けた。	 第7条第3号で禁止された「経理上の援助」 → 第3号該当の申立書へ	
<input type="checkbox"/> 労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしたことを理由に <input type="checkbox"/> 不当労働行為の命令について再審査申立てをしたことを理由に <input type="checkbox"/> 労働委員会の、不当労働行為救済の申立て又は再審査申立てに係る調査・審問若しくは争議の調整の際に、証拠を提出したり発言したことを理由に	<input type="checkbox"/> 解雇された。 <input type="checkbox"/> 賃金や配転などで不利益に取り扱われた。	 第7条第4号で禁止された報復的な「不利益取扱い」 → 第1号該当の申立書へ

※1 救済申立ての対象になるのは、原則として使用者の過去1年以内の行為です。

※2 第1号から第4号の複数の類型に当てはまる場合や、いずれに該当するか不明の場合は事務局職員にお問い合わせください。